

村山市農業委員会総会会議録（第4回）

1. 期日 令和5年4月14日（金）午後4時00分～
2. 会場 全員協議会室（市役所3階）
3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿
 - (1) 農業委員の出席者名簿（16名）

1番	門脇 忠教	10番	高谷 太
2番	松田 節子	11番	森 修一
3番	工藤 毅裕	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
7番	石山 公己	16番	佐藤 善洋
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
9番	海老名 正度	18番	青柳 篤
 - (2) 農業委員の欠席者名簿（0名）

— — — — —
 - (3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（4名）

楯 岡 土谷 博行	大 倉 鈴木 雄一
西 郷 柴田 雅彦	大久保 松田 誠司
富 本 —	戸 沢 —
袖 崎 —	大高根 —
4. 会議日程及び会議に付した案件
 - 議第13号 職員の任免について
 - 議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）
 - 議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）
 - 議第17号 村山市農用地利用集積計画について
 - 議第18号 あっせん譲り受け等候補者名簿の登録審査について
5. 報 告
 - 報第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報第10号 農地転用制限の例外の確認について
 - 報第11号 非農地証明願について
 - 報第12号 令和5年度最適化活動の目標の設定について
 - 報第13号 運営委員会の報告について
 - ①村山市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程について
 - ②村山市農業委員会傍聴規程の一部改正について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之
局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉
農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後4時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

笹原茂規推進委員が亡くなられた。皆さんから多くの志を頂きありがとうございました。大変、大きな業績をあげていただいた。頑張っていた。良い思い出しかない。

私と須藤農業委員が、お別れに際し弔詞を読み上げさせていただきました。惜しい方を亡くした。ご冥福をお祈りしたい。

桜が満開となった、今の時期こんなに咲いているのは初めて、農作業が一気に始まる。体調やケガなどに気をつけて春の農作業を進めて欲しい。体制も変わりましたので、よろしくお願ひします。それでは、第4回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

14番 下山 勝宏 委員、 15番 太田 一男 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第13号「職員の任免について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

議第13号議案を朗読し、任免される職員について説明した。

議長(青柳 篤)

原案のとおり、可決決定したいと思いますが、ご異議ありませんか？

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：全員異議なしと認め、議第 13 号は可決決定されました。

「任命される職員のあいさつ」

議長(青柳 篤)

議第 14 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 3 条の許可申請は 21 番から 32 番までの 12 件で、所有権の移転が 4 件、賃貸借権の設定が 6 件、使用貸借権の設定が 2 件となります。地目、面積は田が 38,257 m²、畑が 27,881 m²で合計 66,138 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 21 番から 32 番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(4 月 4 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 14 号は、原案の通り可決決定されました。

続きまして、議第 15 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今回、議案番号の上程の仕方、議案書の文言を訂正しております。

これは、昨年10月に国の転用実態調査を受けた際に、通常は農業委員会からの「意見聴取」があり、県において「許可処分」するところ、村山市は権限委譲により意見聴取を省いて「許可処分」のみの議決を行っておりました。これに指摘が入り「意見聴取」も議案として上程するよう指導を受けたため、変更をしたものです。

今月の農地法第5条の許可申請は、2番から4番の3件で、地目、面積は、田が1,535㎡、畑が2,299㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

2番、楯岡中町 田2筆 計702㎡。

農地を譲受人が不足する「駐車場、資材置場」として整備するため、所有権を移転するものです。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域「工業地域」が定められていることから「第3種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金証書で確認しております。

3番、名取字清水北 畑 2,299㎡。

農地を「貸資材置場」として整備するため、所有権を移転するものです。譲受人から、自らが役員になっている会社に貸す計画としています。

農地区分は、農用地区域外の農地で、第1種、第3種農地のいずれにも該当しない、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから「第2種農地」に該当しております。会社の敷地に隣接するこの農地以外では、転用目的を達成できないため、例外的に許可することができる案件であり、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の残高証明書で確認しております。

なお、令和5年3月3日付けで農業振興地域の除外の決定がなされている農地であります。

4番、湯野沢字郷 田 833㎡。

農地を「駐車場」として整備するため、所有権を移転するものです。譲受人が経営する医院の駐車場が不足しているための申請であります。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」に該当しております。住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当しており、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

なお、令和5年3月3日付けで農業振興地域の除外の決定がなされている農地であります。

いずれの案件についても、4月4日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることを意見いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 15 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明した。

いずれの案件についても、4 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

4 番委員(高橋 昭)

農地法第 5 条の上程の仕方について事務局より説明があったが、議案書が 1 枚にまとめられているのは、問題がないか。

事務局(三澤事務局長)

総会資料がかさばらないよう、便宜上 1 枚にまとめております。

12 番委員(須藤義和)

他市などにも確認のうえ統一した考えで上程すればよいのでは？

事務局(三澤事務局長)

これは、村山市だけでなく権限委譲した他市町でも指摘があり起きている問題ですので、山形県にも問い合わせ、対応をして行きたいと思っております。

議長(青柳 篤)

ほかにご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 16 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 17 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

議案書の根拠法の名称に「旧」とつけております。これは、農業基盤強化促進法の改正により、地域計画による集積計画が主流になりますが、計画策定までの間、以前どおり集積計画が使えるよう、改正法附則による運用となります。なお、計画策定は令和 7 年 3 月の予定です。

今月の集積計画は、申請番号 152 番から 273 番の 121 件で、申請内容は、所有権移転が 3 件、利用権設定の新規が 106 件、再設定が 12 件となります。164 番は削除となります。地目ごとの内訳は、田が 1,244,514 m²、畑 76,781 m²の計 1,321,295 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木局長補佐)

議案書に基づき、152 番から 273 番までの所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

なお、中間管理機構へ貸付する 164 番については、貸人が申請後に亡くなっていることから削除し欠番とさせていただきます。これに伴い、中間管理機構からの貸付の 233 番中、164 番に関連する 5 筆は削除いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 6 件あります。

まずは、委員案件 171 番、231 番、235 番、240 番、242 番、266 番を除いた、152 番から 170 番、172 番から 230 番、232 番から 234 番、236 番から 239 番、241 番、243 番から 265 番、267 番から 273 番までの 115 件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除いた 115 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 17 号の委員案件を除いた 115 件について、原案の通り可決決定されました。続きまして、171 番の委員案件 1 件について、審議に入ります。12 番委員はご退席願います。

(12 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、171 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 17 号の、171 番の 1 件について、原案の通り可決決定されました。12 番委員はご着席ください。

(12 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、231 番の委員案件 1 件について審議に入ります。13 番委員はご退席願います。

(13 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、231 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 17 号の、231 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
13 番委員はご着席ください。

(13 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、235 番の委員案件 1 件について審議に入りますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、議長を代理に交代いたします。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時の間、よろしく願いいたします。それでは、委員案件の 235 番について審議に入ります。青柳会長、16 番委員はご退席願います。

(青柳会長、16 番委員 退席)

議長(笹原代理)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決：異議なしの声がございますので、235 番の 1 件について原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原代理)

議第 17 号の 235 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
青柳会長、16 番委員はご着席ください。委員案件の審議が終了しましたので、議長を会長に

交代いたします。

(青柳会長、16 番委員着席)

議長(青柳 篤)

引き続き議事を進行いたします。

続きまして、240 番、266 番の委員案件 2 件について審議に入ります。

10 番委員はご退席願います。

(10 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、240 番、266 番の 2 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 17 号の、240 番、266 番の 2 件について原案の通り可決決定されました。

10 番委員はご着席ください。

(10 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、242 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

14 番委員はご退席願います。

(14 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、242 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 17 号の、242 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
14 番委員はご着席ください。

(14 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 17 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

次に、議第 18 号「あっせん譲り受け等候補者名簿の登録審査について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

今回、新たに 1 件のあっせん譲り受け等候補者名簿の登録申請がありました。
詳細につきましては、担当者に説明させていただきますので宜しくお願いします。

事務局(鈴木局長補佐)

議案書に基づき、あっせん譲り受け等候補者名簿の登録申請 1 件の案件を説明。

3 月に行ったあっせん名簿の見直し後に受け付けたもので、申請者は東根市在住でさくらんぼや桃の栽培を主体とする農業者です。詳細は議案書のとおりです。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 18 号は、原案のとおり可決決定されました。
続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第9号から報第13号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第10号「農地転用制限の例外の確認について」、報第11号「非農地証明願について」、報第12号「令和5年度最適化活動の目標の設定について」、報第13号「運営委員会の報告について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号27番から62番の36件です。田が205,971㎡となります。解約理由は貸し人の都合によるものが3件、借り人の都合によるものが33件であります。主に中間管理事業に移行する前の手続きが多くなっております。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

農地転用制限の例外の確認については1番の1件で、田1,325㎡のうち197.83㎡に農作業小屋を設置するもので、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定に該当するものです。

なお、4月4日に現地調査を行い、周辺農地に影響がないこと等を確認しております。

非農地証明願については、8番、9番の2件で、台帳地目で田3,055㎡、畑2,973㎡です。

申請内容は、いずれも20年以上前から、農地として利用されておらず原野化して農地性が失われたものであります。4月4日の現地調査で申請人の申し出のとおり、確認しております。

令和5年度最適化活動の目標の設定等については、例年5月総会などで議決した前年度の活動の点検・評価、新年度の目標設定を国に報告し公表しておりますが、法改正等により急遽、国から通知があり3月中の目標設定をすることになったため、委員の皆さんから書面で同意頂いたものであります。これから、農業会議から確認を受け国に報告します。

書面決議による運営委員会の内容報告となります。

①村山市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程については、国の「個人情報の保護に関する法律」の改正により、全国的に国も地方自治体、法人などが共通ルール化されることから、当農業委員会においても規程を制定するものです。

②村山市農業委員会傍聴規程の一部改正について

福祉課より、傍聴規程の差別的な表現を改めて欲しい旨の申し出があったため、改正を行うものです。障害者にやさしい社会を実現するため段々と差別的な表現を正しているとのことです。

以上、報第9号から報第13号について、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

議事の議案第 13 号から第 18 号までの 6 件、報告の報第 9 号から第 13 号までの 5 件について、終了します。

終了 午後 4 時 40 分